

鶴岡市介護保険 住宅改修Q&A（R7.2現在）

※他保険者の場合は、必ず当該保険者に確認をしてください。
QAを見ても不明な点は、個別に長寿介護課までお問合せください。

No.	種別	質 問	回 答
1	完了報告	受領委任払いにしたときの手順を教えてください。	完了報告に委任状と費用負担区分明細交付申請書を添付（本人の口座・領収書は不要）して提出 →市が被保険者と施工業者にそれぞれ費用負担区分明細を送付（完了報告の翌月末） →施工業者は、被保険者の自己負担分の領収書と保険負担分の請求書（市の様式）を提出 →請求書を提出した翌月末に保険負担分が市より振込 償還払いよりも支給まで時間がかかります。
2	完了報告	領収書の宛名が利用者（被保険者）以外でも認められますか。また、保険対象外工事を行った場合に、領収金額に含める必要があるか。	領収書の宛名は、見積書の宛名と同様に利用者（フルネーム）以外では認められません。 また、保険対象外工事が含まれる場合は、対象外部分を含めた金額で領収書を作成し、別途工事費の内訳書を添付するか、領収書の余白部分に保険対象工事と対象外工事の金額内訳を記載しておいてください。発行される領収書は複数枚でも構いません。 利用者から施工業者への領収金額は、償還払いであれば工事代金全額、受領委任払いであれば利用者負担分と保険対象外工事金額です。利用者負担分は、「介護保険負担割合証」にて確認してください。
3	完了報告	領収書は原本の提出が必要か。	コピーでも受け付けていますが、できる限り原本のご提出をお願いします。
4	完了報告	領収書の金額は、保険外給付の工事費用を含めた金額でよいのか。	保険外給付を含めた金額で可です。ただし、この場合、介護保険と保険外給付の費用がわかるように、領収書のただし書き欄にそれぞれの金額内訳を記入してください。
5	完了報告	償還払い申請の場合、住宅改修費の支給は、完了報告書類を提出した後、いつ頃支給されるか。	介護保険の完了報告書類を提出した月の、 翌月最終水曜日以降にご指定の金融機関口座へ支給します。 例えば、5月15日に事後申請書類を提出した（書類や工事内容に不備等が無い）場合は、6月最終水曜日以降の支給となります。支給日より前に「介護保険支給額決定通知書」を利用者へ送付しますので、支給額をご確認願います。
6	完了報告	償還払いの振込先を利用者本人以外の口座に指定する場合はどのようにすればよいのか。	原則、本人口座をお願いします。 やむを得ず本人以外の口座を指定する場合は、完了報告と一緒に「委任状」を提出してください（委任状の様式については市にありますので、必要な場合はお問合せください）。
7	完了報告	住宅改修中に利用者がお亡くなりになりました。この場合、介護保険住宅改修の支給対象外となるか	住宅改修中に利用者が死亡した場合は、死亡時までに完成し、使用した部分に限り、介護保険の給付対象となります。工事契約時に未完工事の取扱いについて想定・整理し、利用者と施工業者において同意をとられるよう推奨いたします。完了報告のお手続きの際には、代表相続人の金融機関口座等を記入の上ご提出ください。
8	完了報告	介護保険の住宅改修支給額は、保険対象工事額の9割から7割だが、小数点未満は切り捨ててかそれとも切り上げか。	支給額（保険給付額）は、小数点未満切り捨てです。 【例】工事金額が65,735円で、利用者負担が1割の場合 65,735×9割=59,161.5円（支給額は、59,161円）
9	事前申請	利用者が医療機関に入院または施設に入所中の場合に、住宅改修の事前申請は可能か。	住宅改修は居宅サービスですので、原則、施設入所中や医療機関に入院中の場合は申請できません。 ただし、退院（退所）後の在宅生活に備え改修が必要などの理由があれば、申請は可能です。申請方法も原則通常通り施工前に事前申請をしていただきますが、退院まで日にちがなく改修しないと退院できない等、急ぎの事情がある場合のみ、例外的に事後申請も受け付けています。 償還払い、受領委任払いのどちらでも可能ですが、完了報告は、必ず利用者が退院（退所）して自宅に戻られた後に行ってください。 もし、工事完了後、結果的に退院（退所）できず自宅での生活実態がなかった場合には、住宅改修費の支給はできませんのでご注意ください。
10	事前申請	利用者が複数いる場合、支給限度額の管理はどうなるか。また、工事費の按分は認められるか。	支給限度額管理は利用者ごとに行われます。 複数の利用者（被保険者）が同一住宅に居住し、同時に複数の利用者の住宅改修が行われた場合には、住宅改修の範囲が重複しなければ、それぞれの支給限度額（20万円）までの申請が可能です。 同一製品・同一箇所・同一項目の工事について、利用者ごとに費用を按分した申請は認められません。 例えば、要介護認定のあるご夫婦が申請する場合で過去に支給履歴が無い場合は、20万円×2人＝40万円が支給限度額になります。 また、利用者ごとに製品、工事項目を分けていれば（妻：1階廊下手摺 夫：階段手摺、浴槽）、それぞれ申請できます。

鶴岡市介護保険 住宅改修Q&A（R7.2現在）

※他保険者の場合は、必ず当該保険者に確認をしてください。
QAを見ても不明な点は、個別に長寿介護課までお問合せください。

11	事前申請	支給限度額（20万円）がリセットされるのはどのような場合か。	支給限度額（20万円）がリセットされるのは、次の2つの場合です。 ①転居した場合 ②介護度の段階が3段階以上上がる場合。②は1回のみです。 あくまで介護度が著しく高くなった場合の規定ですので、介護度が3段階以上上がった場合は、支給限度額リセットの例外は適用されません。 注）介護度の段階は、「要介護1と要支援2」で同じ段階になりますのでご注意ください。
12	事前申請	介護保険住宅改修の事前申請時の見積書および内訳書について、指定の書式はあるか。 介護保険対象外の工事も含まれる場合、対象外工事も含める必要がありますか。その他作成上の注意点はありますか。	指定の書式はありませんが、介護保険対象工事と対象外工事とが明確に区分された見積内訳書が必要です。鶴岡市ホームページに工事内訳書の雛形が掲載されているので、必要に応じてご活用ください。 その他の注意点として、見積書には利用者氏名（フルネーム）、施工業者の名称、住所、連絡先、担当者氏名を記載し、会社印を押印してください。また、ここでいう利用者とは、介護保険住宅改修費の支給対象者である、要介護・要支援認定を受けた被保険者のことをいいます。
13	事前申請	浴槽交換や便器洋式化等高額な工事や、介護保険対象工事以外にバリアフリー工事を行う場合について、介護保険と建築課のリフォーム補助金を併用したいのだが、どうすればよいか。	「介護保険対象工事」「建築課リフォーム補助金対象工事」それぞれ見積書や金額等を分けて作成し、それぞれの担当部署にご提出ください。 同一箇所の工事を両方の制度に重複で提出することはできません。必ず重複しないように分けて申請をお願いします。
14	事前申請	承諾書はどのような場合に必要か。	住宅改修の利用者と住宅所有者が異なる場合に必要となります。 （例）利用者が賃貸住宅に住んでいる場合（住宅所有者の承諾が必要です。） 夫（妻）が所有するご自宅に、妻（夫）が住宅改修を行う場合など。
15	事前申請	県営住宅や市営住宅の場合、承諾書はどうすればよいか。	県営住宅の場合は県の担当部署、市営住宅の場合は市の建築課の担当までご連絡いただき、許可を得たうえで各担当部署へ記載をお願いしていただくこととなります。
16	事前申請	住宅所有者が共同名義の場合、承諾書はどのようにすればよいか。	共同名義の場合は、原則として住宅所有者全員の承諾書が必要となります（連名での記載可）。
17	事前申請	事前申請をして市で工事内容を確認後、何日以内に工事をしないといけないのか。	工事内容を確認してから何日以内というのは決められていません。 ただし、利用者の身体状況を踏まえての改修工事ですので速やかな着工が望まれます。 もし諸事情により改修工事ができなくなった場合は、鶴岡市長寿介護課へ申請取り下げのご連絡をお願いします。
18	事前申請	事前申請をして市で工事内容を確認後、工事内容に変更が生じた場合、再申請は必要か。	事前申請の内容に変更が生じた場合は、原則として再申請が必要です。 ただし、変更が軽微であれば（手すりの取付け高さ・長さ変更、ブラケット等の材料変更等）、基本的には完了報告書への変更内容の記載で認めています。 事前申請承認後に工事内容の大きな変更が生じた場合は、鶴岡市長寿介護課へご連絡願います。
19	事前申請	要介護認定の新規申請中で急ぎの工事がしたいが、認定結果がまだ出ていない。この場合、介護保険住宅改修の申請は可能か。	原則、認定結果が出てからの申請でお願いします。 どうしても急ぎの事情があれば、事前申請については受付し、承認決定通知は暫定の金額でお出しすることもできますが、介護認定が非該当になったり、負担割合によって承認決定通知の金額に変更が生じる場合があることをご了承ください。 また、完了報告については、認定結果が出てからの提出をお願いします。
20	段差解消	上がり框の段差の緩和のため、式台を設置したり、上がり框の段差を2段にしたる工事は支給対象となるか。	式台については工事をして固定するものは床段差の解消として住宅改修の支給対象となりますが、取り外しや持ち運びが容易なものは対象外となります。 また、上がり框を2段にする工事は床段差の解消として住宅改修の支給対象となります。
21	段差解消	居室から屋外に出るため、玄関ではなく、掃出し窓にスロープを設置する工事は対象となるのか。また、スロープから先の道路までの通路を設置する工事は対象となるのか。	玄関にスロープを設置する場合と同様に、スロープは段差の解消として、通路の設置も通路面の材料の変更として、住宅改修の支給対象となります。
22	段差解消	玄関から道路までの通路の階段の段差を緩やかにする工事は住宅改修の支給対象となるか。	玄関の上がり框（かまち）への式台の設置等と同様に、段差の解消として支給対象となります。
23	段差解消	一部外壁を撤去するものは住宅改修の支給対象となるか。	歩行器や車いすが通れず、唯一の通り道が塞がれている等の本人の生活の自立が妨げられている場合は理由に応じて支給対象となります。単なる間口の拡大については保険給付の対象外です。

鶴岡市介護保険 住宅改修Q&A（R7.2現在）

※他保険者の場合は、必ず当該保険者に確認をしてください。
QAを見ても不明な点は、個別に長寿介護課までお問合せください。

24	扉の変更	扉そのものは取り替えないが、右開きの戸を左開きに変更する工事は住宅改修の支給対象となるか。	扉そのものを取り替えない場合であっても、身体状況にあわせて性能が変われば、扉の取替えとして住宅改修の支給対象となります。具体的には、右開きの戸を左開きに変更する場合、ドアノブをレバー式把手等に変更する場合、戸車を設置する場合等多様な事例があります。事前申請提出時のケアマネジャー作成による「理由書」等に詳細を記載しておいてください。
25	扉の変更	車椅子での動線の確保のために扉を撤去する工事は住宅改修の支給対象となるか。	支給対象となります。
26	扉の変更	トイレの扉をカーテンにする。保険適用なるか	引き戸やアコーディオンカーテンは対象となるが、なぜそうではなく普通のカーテンなのか、理由を理由書に明記してもらい対象となるか検討します。
27	扉の変更	ふすまが重くて軽くしたい。保険適用可能か。引き戸であるふすまから引き戸に替えるか、戸車の設置とも書いてあるかというものがあるか。	本人の状態、生活に必要な扉を軽くする工事は保険の対象になります。引き戸を替えるか、戸車で解決するかは、相談して決めてください。
28	扉の変更	住宅改修ではなく、福祉用具貸与の手すりを置くためにトイレの男女の間を仕切る扉の撤去は対象になるか。	住宅改修のてすりではなくても、福祉用具貸与の手すりを置くために必要な工事のため対象となります。
29	便器の洋式化	同じ場所のまま、便器の向きを変えるのは住宅改修の支給対象となるか。	被保険者の身体状況等から必要性が認められれば対象となります。
30	便器の洋式化	和式から洋式への便器の取り替えに伴う給排水設備工事は付帯工事として住宅改修の支給対象となるか。	和式から洋式への便器の取り替えに伴い、排水管の長さや位置を変更する工事につき、住宅改修の付帯工事の対象となります。
31	便器の洋式化	和式便器から、洗浄機能等が付加された洋式便器への取替えは住宅改修の支給対象となるか。	商品として洗浄便座一体型の洋式便器が一般的に供給されていることを考慮すれば、「洋式便器等への便器の取り替え」工事を行う際に、洗浄便座一体型の便器を取り付ける場合にあっては、住宅改修の支給対象となります。
32	便器の洋式化	既存の洋式便器の便座を、洗浄機能等が付加された便座に取替えた場合、住宅改修の支給対象となるか。	介護保険制度において便器の取替えを住宅改修の支給対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合等を想定しているためです。洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便座に取り替える場合は住宅改修の支給対象外です。
33	便器の洋式化	リウマチ等で膝が十分に曲がらなかったり、便座から立ち上がるのが困難な場合等に、既存の洋式便器の便座の高さを高くしたい場合、次の工事は便器の取替えとして住宅改修の支給対象となるか。 ①洋式便器をかさ上げる工事 ②便器までの高さが高い洋式便器に取替える場合 ③補高便座を用いて座面の高さを高くする場合	①は支給対象となります。 ②については、既存の洋式便器が古くなったことにより新しい洋式便器に取り替えるという理由であれば、支給対象とはなりませんが、質問のように当該高齢者に適した高さにするために取り替えるという適切な理由があれば、便器の取替えとして住宅改修の支給対象となります。 ③については、住宅改修ではなく、腰掛便座（洋式便器の上に置いて高さを補うもの）として特定福祉用具購入の支給対象となります。
34	便器の洋式化	和式便器の上に置いて腰掛式に変換するものは住宅改修の支給対象となるか。	腰掛便座として特定福祉用具販売の支給対象となります。

鶴岡市介護保険 住宅改修Q&A（R7.2現在）

※他保険者の場合は、必ず当該保険者に確認をしてください。
QAを見ても不明な点は、個別に長寿介護課までお問合せください。

35	便器の洋式化	立ち便器（小便器）を洋式便器にしたい。和式便器はそのまま利用する場合、対象となるか。	対象外です。改修項目は和式便器から洋式便器に変更することであるため。本人の状態に合わせて小便器と和式便器の両方を取り壊し洋式便器に変更するのであれば可能です。
36	便器の洋式化	自宅敷地内にある住居から離れた作業小屋のトイレを和式から洋式に変えたい。草むしりが楽しみで、その時に使用。和式だとまに合わない。	住居ではないため対象外です。
37	床材変更	滑りの防止を図るための床材の表面の加工（溝をつけるなど）は、住宅改修の支給対象となるか。また、階段にノンスリップを付けたり、カーベットを張り付けたりする場合は支給対象となるか。	いずれも床材の変更として住宅改修の支給対象となります。 なお、ノンスリップが突き出していたり、あまりに滑りが悪いとつまずき転落する危険性もあるので、工事に当たっては十分に注意が必要です。
38	給付対象要件	被保険者が一時的に住民票の住所とは別の住宅で生活しているが、この別の住宅で改修工事を行った場合、住宅改修給付の対象となるか。	別の住宅での工事時は支給対象外です。 介護保険の住宅改修は、介護保険被保険者証の住所における住宅の工事が支給対象となります。
39	給付対象要件	住宅の新築や増改築は住宅改修と認められていないが、新築住宅の竣工日以降に手すりを取り付ける場合は、給付対象となるか。	竣工日以降に、手すりを設置する場合は住宅改修の支給対象となります。竣工日以降であることを確認するため、検査済証の写しも申請書と一緒に提出してください（交付年月日以降の申請であることを確認するため）。
40	給付対象要件	家族が大工を営んでいるが、住宅改修工事を発注した場合、工賃も支給申請の対象とすることができるのか。	被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費が住宅改修費の支給対象となります。この場合も一般的には材料の購入費のみが支給対象となり工賃は支給対象外となります。
41	給付対象要件	事前申請で承認したが、その後入院し続けている。にもかかわらず家族が住宅を勝手に直してしまった場合、対象になるか。	退院し、本人が工事後の住宅を使用した場合は対象となります。
42	給付対象要件	サービス付き高齢者住宅（以下、サ高住）に、自宅に住所を置いたまま住んでいる方。一週間ごとに自宅へ一時帰宅するが、生活の拠点はサ高住。自宅を介護保険で住宅改修できるか。	住所が自宅ではあるが、生活の拠点がサ高住だと介護保険での住宅改修はできません。
43	事前申請 完了報告	添付する写真はどのように撮ればよいのか。	本人の生活動線が見えるように、周囲の環境もある程度映るように撮ってください。壁のみ等一部しか映っていない写真は、本人がどのように使用するのがわからないため、望ましくありません。
44	住宅改修支援事業	住宅改修支援事業の対象になるかは、給付管理票（ケアプラン）の請求が完了日の同月に出ているかどうかでいいか。	そのとおりです。完了日より前に給付管理票が提出されていれば対象外となります。給付管理票の提出より後の月であれば対象とできます。
45	申請方法	支払方法はどうかすればいいか。	「償還払い」と「受領委任払い」の2種類があります。 【償還払い】 ⇒利用者（被保険者）が工事費用の全額を施工業者に支払い、後から申請により、保険給付分を市から利用者に支給する方法です。
46	申請方法	介護保険住宅改修の申請を行う際の、施工業者の要件はあるか。	【償還払い】【受領委任払い】 要件はありません。
47	生活保護	40歳～65歳未満で生活保護受給中の要介護認定者（みなし2号）の住宅改修はどのように申請するのか。	みなし2号の方は介護保険被保険者ではないため、介護保険による住宅改修の支給対象外です。そのため、長寿介護課への申請は不要です。 生活保護費より介護扶助として支給されますので、申請方法等については福祉課生活保護担当へご連絡願います。
48	その他	寝たきりではないが体が動かしにくい方の窓の自動開閉装置取付は介護保険対象なのか	対象外です。
49	段差解消	家族が手作りのコンクリートスロープが玄関にあるが、でこぼこしていて幅がせまい。車いすでデイサービスの送迎でしか今は使わないが、もっとゆるやかで幅の広いスロープに作り替えるのは保険適用か	洋式便座の補高の住宅改修と同じ考え方で、利用者本人の状態や日常的な家族の介助負担の軽減による理由であれば、その旨を理由書に記載してもらい保険適用の可能性があります。

鶴岡市介護保険 住宅改修Q&A（R7.2現在）

※他保険者の場合は、必ず当該保険者に確認をしてください。
QAを見て不明な点は、個別に長寿介護課までお問合せください。

50	段差解消	深さのあるヒノキ風呂を浴槽の交換で深さ解消したい。対象になるか。浴槽台を提案したが、老夫婦2人のため、掃除の手間をなるべく減らしたいとのこと。	浴槽台や床のかさ上げでの段差の解消など、ほかの手段で代替できなければ、浴槽の交換での解決も認めます。ケアマネジャーの理由書に詳細の記載をお願いします。ただし、浴室床と浴槽の底の高低差が変わらない浴槽の取り替えは、段差の解消となっていないため住宅改修の支給対象外です。
51	段差解消	浴室すのこを固定した場合、住宅改修とできるか。	固定すれば住宅改修とすることは可能ですが、取り外しができないため、掃除の不便さや衛生上の問題等はご家族とよく相談してください。
52	てすり	靴箱や家具等への手すりの取り付けは住宅改修の支給対象となるか。	固定されていない靴箱や家具に手すりを取り付けた場合、介護保険住宅改修の支給対象外となります。
53	てすり	手すりには、円柱型などの握り手すりのほか、上部平坦型（棚状のもの）もあるが、住宅改修の支給対象となるか。	支給対象となります。高齢者によっては握力がほとんどない場合やしっかり握れない場合もあるので、高齢者の身体の状況に応じて手すりの形状を選択することが重要です。必要性については、事前申請提出時のケアマネジャー作成による「理由書」に詳細を記載しておいてください。
54	てすり	現在付いている手すりが握りにくくなり、付け替えを希望する場合、住宅改修費の支給対象となるか。	介護の必要性が高くなり、現在付いている手すりでは高さや太さ、材質等が身体状況に合わなくなったというような理由がある場合は給付の対象となります。しかし、単に老朽化という理由では対象外です。必要性については、事前申請提出時のケアマネジャー作成による「理由書」に詳細を記載しておいてください。
55	てすり	自宅がお寺で、居住部分からつながる寺のトイレや廊下の手すりをつけたい。本人以外も使うが対象か	寺にトイレがなく、居住部分のトイレをお客へ解放している状態のため、そこを使わないと生活ができないとのこと、対象になるとした。個別で相談していただき、詳細を伺ったうえで市で判断します。
56	てすり	入院中の申請で、玄関外アプローチの手すりを取り付けたが、高さが合わなかった。リハ病院の改修案通りだったが、本人が高さが低いとのこと。対象となるか。	ケアマネがリハ病院にも問合せして、高くしても悪くはないとのことのため、高くしなおす工事を検討しているとのこと。報告書にわかるように写真添付と記載をお願いします。
57	てすり	以前介護保険でつけた外手すりが、除雪ダンプがつかったことによりぐらぐら動くようになってしまい危険。介護保険の適用で修理できるか。	対象外です。（自分で破損したから）
58	てすり	9年前に取り付けた外手すりの塗装樹脂の部分が悪化して取り替えたい。	対象外です。（本人の身体状況ではなく、劣化によるから）
59	てすり	てすりをつけるのに、通常直径35をつけるのが一般的な部分に、元々ついている手すりが直径45なのでそれがいいといわれた。端も切りっぱなしを希望され、どうすればよいか。	本人の強い希望であれば、安全性に問題がないことを確認できれば対象とします。
60	てすり	中古物件にもとめていた手すりを使用しているが、横受けブラケットがなくなつて危険。高さの調整というわけではないが、改修の対象になるか。	本人の安全性という観点で、新品のてすりではなく既存のものをを使い、横受けブラケットを足したり、調整するのは保険対象となります。
61	てすり 段差解消	玄関から道路までの段差解消や手すりの設置は住宅改修の支給対象となるか。	対象となります。対象となる工事の種類は、通路への手すりの設置、通路へのスロープの設置、コンクリート舗装への変更等です。
62	付帯工事	手すりを設置する際、電源スイッチの移設が必要となるがこの移設は対象となるか。	電源スイッチを移設しないと適切な位置への手すり取付ができない場合は、対象となります。単に不便という理由だけでは対象外です。
63	床材の変更	手すりや畳等が古くなったためのはり替えや床材の変更は、介護保険住宅改修の支給対象となるか。	単なる老朽化や破損などが原因の住宅改修は支給対象となりません。
64	床材の変更	畳をフローリングに変える段差の解消工事で、古い家のため下に断熱材を入れるのは保険対象できるか。	段差の解消は対象となりますが、断熱材の部分は対象外です。